

◎呉市内の保育所等を利用されている皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 利用自粛ご協力の延長のお願い

5月4日（月）に新型コロナウイルス感染症対策に係る国の緊急事態宣言が5月31日（日）まで延長されたことを受けて、利用自粛ご協力の延長をお願いすることになりました。

保育所等はこれまでどおり開所しておりますが、感染拡大防止のため、ご家庭での保育に引き続きご協力をお願いします。

1 利用自粛をお願いする期間

5月11日（月）～5月31日（日）

※今後の状況により延長、緩和または解除する場合があります。

2 対象施設

保育所，認定こども園，地域型保育事業

3 利用自粛のお願いに伴う留意点

- (1) 仕事がお休み等によりご家庭で保育が可能な方へご協力をお願いするもので、就労上の都合等により、ご家庭での保育が難しい場合は、これまでどおり保育を実施します。
- (2) 保育料については、お休みされた日数に応じて日割りにより減免措置を行います。（※詳細は別途お知らせします。）
- (3) 施設で徴収している実費の取扱いについては、ご利用の施設にご確認ください。

《その他》

- 発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が認められる場合は、利用をお断りさせていただきます。
- 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様に利用をお断りさせていただきます。
- 施設内で感染者が出た場合（児童・職員等），当該施設は臨時休所します。
- 同居の家族等が感染し，児童や職員等が濃厚接触者となった場合，出席・出勤停止としますが，施設は休所しません。

保護者の皆様におかれましては、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、何とぞご協力のほどよろしくお願いします。

【問合せ先】呉市役所 福祉保健部 子育て施設課
TEL：（0823）25-3174